

# 船橋市立田喜野井小学校「学校いじめ防止基本方針」

令和6年4月 一部改訂

## 1 いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針

### (基本理念)

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れのあるものであり、絶対に許されない行為であり、「どの児童にもどの学校にも起こり得る」ことを認識して対策を講じなければならない重要な課題である。したがって、本校では、すべての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながらこれを放置することがないように、またいじめが心身に及ぼす影響や、その他のいじめの問題に関する児童のへの理解と認識を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行う。

### (いじめの禁止)

すべての児童は、いじめを行ってはならない。

### (学校及び職員の責務)

いじめが行われず、すべての児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者他関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努める。

## 2 いじめの防止等のための対策の基本となる事項

### (1) 基本施策

#### ① 学校におけるいじめの未然防止（情報機器やインターネットを通じて行われるものも含む）

- ・児童の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流能力の素地を養うため、全ての教育活動を通じた道徳教育、人権教育、体験活動等の充実を図る。
- ・いじめ防止に資する児童が自主的に行う児童会活動（あいさつ活動、異学年交流活動等）に対する支援を行う。
- ・いじめ防止の重要性に関する理解を深めるための人権教室及び道徳授業を年間計画に位置づけ、計画的に実施する。
- ・保護者並びに地域住民その他の関係者との連携を図り、体験的で心豊かな教育活動を実施する。
- ・情報社会における正しい判断や望ましい態度を育てたり、情報社会で安全に生活するための危険回避の方法を理解させたりする「情報モラル教育」の推進を図る。
- ・児童及び保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し及び効果的に対処できるように、必要な啓発活動として研修会等を行う。

#### ② いじめの早期発見のための措置

- ・いじめを早期に発見するため、在籍する児童に対する定期的な調査を年3回実施する。アンケート記入後は速やかに即日対応し、必要に応じて個別に丁寧に聞き取りを行う。
- ・原則として会議・研修等のない水曜日を教育相談日として、教育相談活動を実施し、その実施日は学年・学校だよりで保護者や児童に知らせる。
- ・児童及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるよう相談体制の整備を行う。

#### ③ いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上

- ・いじめの防止等のための対策に関する研修を年間計画に位置づけて実施し、いじめの防止等に関する職員の資質向上を図る。
- ・スクールカウンセラー、ソーシャルワーカー、各関係機関の活用を推進し、いつでも誰でも教育相談ができる環境を整える。

## (2) いじめ防止等に関する措置

### ① 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織の設置

- ・いじめ防止等を実効的に行うため、以下の機能を担う「生徒指導・いじめ防止対策委員会」を設置する。
- <構成員> 校長、教頭、教務主任、生徒指導担当、養護教諭、音楽専科、各学年の委員
- <活動> アンケート調査並びに教育相談に関すること。いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めること。生徒指導、いじめ事案に対する対応に関すること。
- <開催> 月1回を定例会とし、いじめ事案発生時は緊急開催とし、全職員で対応する。

### ② いじめに対する措置

- ・いじめに係る相談を受けた場合、学校は直ちにいじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保し、事実の有無の確認を行う。
- ・いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- ・いじめを受けた児童等が安心して教育を受けられるための措置が必要と認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行わせる措置を講ずる。
- ・いじめの関係者間における争いを生じさせないよう、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。
- ・犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処する。

### (3) 重大事案への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、以下の対処を行う。

- ① 重大事態が発生した旨を、船橋市教育委員会に速やかに報告する。
- ② 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- ③ 上記組織を中心として、専門家等と連携しながら事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ④ 上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。
- ⑤ いじめを受けた児童・保護者への支援や、いじめた児童・保護者への支援や指導の方策を専門機関との連携を図って実施する。

### (4) 学校評価における留意事項

いじめを隠蔽せずいじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価の項目に加え、適正に自校の取組を評価する。

- ・いじめの早期発見に関する取組に関すること。
- ・いじめの再発を防止するための取組に関すること。

## 3 いじめゼロを目指して ～千葉県いじめゼロ子どもサミットより～

- ・「やめる勇氣」・人の心や体を痛めつける行為は絶対にしません。
- ・「とめる勇氣」・いじめから目をそらして逃げません。必ずいじめられている人に救いの手を差し伸べます。
- ・「はなす勇氣」・誰かに傷つけられていたら信頼できる人に相談します。
- ・「みとめる勇氣」・自分と違う考え方や行動をとる人がいてもそれぞれの個性を素直に受けとめます。